

○武庫川学院上甲子園キャンパス甲子園会館運営規程

平成7年9月1日

規程第8号

改正 平成23年4月1日

(設置)

第1条 武庫川学院（以下「学院」という。）に、上甲子園キャンパス甲子園会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、学院が行う教育・研究、生涯学習、迎賓、文化活動等の共同利用施設として、学院の立学の精神及び学院教育綱領に基づき、教育・研究並びに文化創造の発展に寄与することを目的とする。

(所掌業務)

第3条 前条の目的を達成するため、会館は次の業務を所掌する。

- (1) 会館内諸活動のための施設、設備及び会館備付けの備品（以下「施設等」という。）の利用調整に関する事。
- (2) 会館内諸活動の支援に関する事。
- (3) 施設等の維持管理に関する事。
- (4) 施設等の使用許可に関する事。使用には、施設等の撮影を含む。
- (5) 環境の維持及び整備に関する事。
- (6) その他、必要な管理運営に関する事。

(組織)

第4条 会館に館長、庶務課に庶務課長及び必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 会館の管理運営に関する学院長の諮問事項及び重要事項を審議し、あわせて会館の円滑な管理運営について協議するため、学院に甲子園会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、館長をもって充て、委員は学院長が会館運営上必要と認める分野から役職名をもって委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は、その役職にある期間とする。
- 5 運営委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 運営委員会の庶務は、会館庶務課において行う。

(使用許可)

第6条 会館の施設等を使用しようとする者は、別に定める申請手続きにより、理事長の許可を受けなければならない。

2 会館の施設等を使用する者は、この規程に従い、施設等の適正な使用に努めなければならない。

3 館長は、使用許可にあたって、管理運営上必要な条件を付し指示を行うことができる。

4 使用に関する事務は、会館庶務課において行う。

(使用基準)

第7条 会館は、次の基準により使用を認める。

(1) 学院の事業

(2) 学院関係団体の事業

(3) 公的又は学術的団体等が主催する事業で、教育・研究の発展又は地域文化の振興に寄与すると認められる事業

(4) その他、館長が必要と認める事業

2 会館の日常業務又は管理運営に支障があると認められるときは、前項の基準にかかわらず使用を認めないことができる。

3 原則として、日曜日及び祝日並びに学院の休業期間の使用は認めない。

(使用料)

第8条 会館の施設等を使用する場合は、別に定める使用料を徴収する。使用料には、撮影料を含む。

(使用細則)

第9条 会館の使用とその事務処理を円滑にするため、必要な事項は館長が細則を定める。

附 則

1 この規程は、平成7年9月1日から施行する。

2 「武庫川学院甲子園会館管理運営要綱」(平成5年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。